

令和5年3月第3回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年3月10日（金）

午前10時00分から午前11時10分

2. 開催場所 本庁舎 3階 大会議室

3. 出席委員（42人）

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 3番 田中秀樹 4番 小田明美 5番 福島康夫 6番 澤本基兄

7番 山懸将伸 9番 武村一夫 10番 中山克己 11番 池本 彰

12番 新田 孝 13番 長銚忠明 14番 妹尾宗夫 15番 中島寛司

16番 綱島孝晴 17番 松本正幸

推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明

24番 市本裕司 25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 福島史利

28番 太安隆文 29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三

32番 長尾 修 33番 三村訓弘 34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦

36番 池田琢璽 37番 池田和道 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫

40番 山中正義 42番 井上 達 43番 入澤靖昭 44番 佐子ゆかり

45番 筒井一行 46番 石田 勉

4. 欠席委員（4人）

農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 8番 岡田耕平

推進委員 41番 池田久美子

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第17号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第18号 農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第7 議案第19号 真庭市農業委員会の農地等の利用の最適化に関する指針について

日程第8 議案第20号 農地法の一部改正による下限面積要件の廃止に伴う別段の面積等の廃止について

日程第9 報告第4号 農地改良に係る届出について

日程第10 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 杉井正巳 主事 大塚哲史
磯田美智子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから令和5年3月総会を開催いたします。

それでは、会長よりご挨拶のほうをよろしくお願いします。

会長 皆さんおはようございます。ご苦労さまです。

3月になりまして、かなり春を思わせる日が続いております。桜の開花も少し早いということでございます。コロナが始まって3年たちまして、十何日からですか、マスクの着用は、個人の判断に委ねるといような指導が出ております。この農業委員会のほうも改選、3年目を迎えますが皆さんのマスクを外した顔になかなかお目にかかっておりません。マスクが取れて皆さんの顔を拝見できるようになればというふうに思っております。3月になって農作業のほうもそろそろ活発になるような時期だろうというふうに思います。真庭市のほうも再生協議会のほうからも営農計画書のほうが皆さんに届いているんだろうというふうに思います。今年はどういったものを栽培しようか、そこら辺のことをいろいろと皆さん考えられているだろうというふうに思います。農業情勢もどんどん変わっておりますけど、今年4月から地域計画のほうも県の計画ができております。2年間にわたって作り上げていくということなんですけど、なかなか厳しい状況だろうというふうに思います。何とか皆さん地域を守って、農地を守るように何とか農業委員会でもいろいろな方面で考えていかなければというふうに思います。引き続いて皆さんによりしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、これより3月総会を開会いたします。よろしくお願いします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、会議に入らせていただく前に、本日の欠席委員の方3名から通告をいただいております。1番委員、2番委員、8番委員からいただいておりますので、ただいまの出席委員は19名中16名で定足数に達しておりますので、3月総会が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっております。

りますので、以降の議事の進行は会長よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 それでは、議事録署名委員は、11番、 委員、12番、 委員を指名いたします。

日程2、議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

番号5が取下げとなったため、本日審議していただく案件は7件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田1筆2, 542㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、17番委員さんから説明をお願いいたします。

17番委員 議長。

議 長 はい、17番委員。

17番委員 17番です。

番号1について、去る5日に現地調査を行ってまいりましたのでご報告いたします。

権利移転する事由の詳細ですが、同居する親子間の譲渡による所有権の移転です。母親が高齢となったため、所有権を移転することになりました。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は以前から親の所有する農地を耕作し、この地区にある法人の営農組合に所属し、またオペレーターとして作業をし、会計も務めています。この田も営農組合に作業をお願いしています。その他指摘事項はありません。よろしくご審議ください。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いします。

事務局主事 番号2でございますが、久世の譲渡人が、相手方の要望により、同じく久世の譲受人に、申請農地、田1筆404㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろ

しくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いします。

10番委員 議長。

議 長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

3月3日に譲受人と現地確認を行い、詳細について話を聞きました。譲渡人には、後日自宅を訪問して内容について話を聞きました。譲受人と譲渡人は同じ部落で、昔から親しい関係です。譲渡人は夫を亡くしてから農地の管理ができなくなっており、今後も後継者もないことから農地の管理ができないとなり、その後、管理を委託していた譲受人に売買の話をし、売買の話がまとまり、権利移転を行うものでございます。譲受人はトラクター、田植機、管理機等農業関連機械については全て所有しており、今後も十分耕作していくものと思われまふ。また、対象農地は自宅の隣ということで、今後は野菜を栽培する予定です。したがって、今回の権利移転については問題がないと思われまふ。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いします。

事務局主事 番号3でございますが、美甘の譲渡人が、同じく美甘の譲受人に、申請農地、畑2筆1, 43 3㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、37番推進委員さんから説明をお願いします。

37番推進委員 はい。

議 長 はい、37番推進委員。

37番推進委員 37番でございます。

番号3の案件について説明させていただきます。

この案件は、畑の無償譲渡によります所有権の移転の申請であります。譲渡人の主人が亡くなりまして、相続人の子供たちは今後農業をしていく気はなく農地を処分したい考えでありまして、申請農地に接続しております譲受人に畑を耕作してもらえないかと相談いたしましたら無償ということで、そうかということで話がまとまりました。譲受人は中核農家でありまして、管理に必要な機械等は整備されておりまして何も問題ないと思ひます。その他指摘事項はありませんので、よろしくご審議方お願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局の説明をお願いします。

事務局主事 番号4でございますが、美甘の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、田2筆2, 962㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、37番推進委員さんから説明をお願いします。

37番推進委員 議長。

議長 はい、37番推進委員。

37番推進委員 それでは、番号4の案件について説明いたします。

この案件は、先ほど説明いたしました番号3の案件と一緒に譲渡人でございます。同じように相続人の子供たちが今後農業をしていかないということで農地を処分したいということでいろいろと考えておりましたが、譲渡人のおいに当たります方が、おばとおじの関係でございまして、私が元気な間は作ろうかということで無償譲渡の話がまとまりました。譲受人は、この人もかなりの田んぼを作っておりまして、管理に必要な機械等は整備されております。何も問題ないと思います。その他指摘事項はありませんので、よろしくご審議方お願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5については取下げとなっておりますので、番号6について事務局より説明をお願いします。

事務局主事 番号6でございますが、八束の譲渡人が、労力不足により、同じく八束の譲受人に、申請農地、畑2筆7, 136㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、43番推進委員さんから説明をお願いします。

43番推進委員 議長。

議長 はい、43番推進委員。

43番推進委員 43番です。

番号6についてなんですけれども、現地調査のほうを3月5日、譲受人立会いの下、行っております。権利移転する事由の詳細なんです、譲渡人は数年前まで夫婦で酪農を営んでおりましたが、ご主人が亡くなってからは後継者もいなかったため、酪農は辞めて所有する農地の処分に困っていたということです。譲渡人は高齢のため、同じく蒜山地内に住む親戚の方が本件の申請や相手先を探したり話をしたりといったようなことを手伝っておられてのことだということです。そこで、申請農地の近くで大規模に酪農を営んでいる譲受人に提案したところ、話がまとまったというものです。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は酪農を4人で大規模に行っており、また稲作を1ヘクタール行っているということです。譲受人は必要な機械は十分所有しており、申請農地取得後も同様に必要な農作業に従事することが認められます。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局の説明をお願いします。

事務局主事 番号7でございますが、市外の譲渡人が、耕作不便により、市外の譲受人に、申請農地、畑1筆185㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願

します。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、43番推進委員さんから説明をお願いします。

43番推進委員 議長。

議長 はい、43番推進委員。

43番推進委員 43番です。

番号7についてですが、3月5日、譲受人立会いの下、行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人は現在津山市に住んでいます、実家が申請農地南側にあり、譲受人の高齢になる母親が1人で住んでいます。週に1日程度実家に戻り、母親の様子を見たり所有する農地の管理をしているとのこと。高齢となった母親が管理している菜園畑が近くにあるのですが、脇に水路が通っており、その水路を渡って菜園畑に行かないといけないということで、一緒に同居していない譲受人としてはすごい心配しておられるということで、その実家のすぐ南側に隣接しております申請農地の購入を考えたということです。一方、譲渡人ですが、こちらも蒜山地内に住んでおらず東京に随分前から住んでいるということなんですけれども、数年前まで申請農地近くに母親が1人住んでいたということなんですけれども、その母親が亡くなったことをきっかけに実家のほうはもう既に売却しております。所有する農地も相続する意思がなかったために地元不動産会社に所有する農地についても処分を相談していたということで、その不動産会社を通じて今回の話がまとまったものです。譲受人の耕作状況等ですが、実家に約80アールの農地を管理しており、トラクター、管理機等を所有しております。申請地に関しては面積も小さく、1人で菜園をされるということなので問題ないと思われま。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について事務局の説明をお願いします。

事務局主事 番号8でございますが、川上の譲渡人が、農業廃止により、同じく川上の譲受人に、申請農地、田2筆1, 839㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願います。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、46番推進委員さんから説明をお願いします。

46番推進委員 議長。

議長 はい、46番推進委員。

46番推進委員 46番です。

権利移転する事由の詳細ですが、30年以上前に譲渡人と譲受人の家は隣同士の関係にあり、譲渡人と譲受人の父が同世代で付き合いがあり仲よくされていた関係で、譲渡人が市外に転居された後はこの申請農地を委託され現在まで長く耕作しておられましたが、譲渡人が90歳という高齢になり、後継者もないことから処分を考えられて、このたび売買の話がまとまり、申請をするものでございます。譲受人の耕作状況ですけれども、

譲受人は兼業農家であり、現在所有の75アールほどの農地と委託されている今回の18アールほどの農地に稲作とソバの栽培を1人でされており。農地取得後も今まで同様に必要な農作業に従事するものと認められます。その他指摘事項はありませんが、農地までの距離が0.5キロとなっておりますが、50mほどで0.05キロということでございまして訂正させていただければと思います。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第15号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第15号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日ご審議いただく案件は1件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

本件は、議案第16号、5条申請の番号2の関連土地となっております。申請人(落合)は、申請地に隣接する住宅に住んでいますが、老朽化と息子夫婦の同居のため建て替えることになりました。これに伴い、宅地を拡張するため現在の畑が狭くなることから、申請地、田1筆16㎡を造成し、畑として利用するため、一時転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、断面図、被害防除計画書が添付されてい

ます。一時転用期間は、許可日から令和8年3月9日までです。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説明をお願いします。

27番推進委員 27番推進委員です。

議長 はい、27番推進委員。

27番推進委員 3月3日の日に申請人立会いの下、現地でお話を伺いました。申請人の現在の住宅は低地にあり、過去何回か浸水しております。このたび娘夫婦が同居することになり、この機にかさ上げをして住宅の建て替えを思いつきました。そこで、現在の土地では手狭なために東側の自分の水田の一部と住宅の北側にある自分の畑を一部埋め上げ、宅地として使用します。現在の自宅の位置ですが、周辺の東側は自己所有の水田、西はこれも自宅の長屋があり、南側には妻が経営する■■■■の店舗があり、北側は自己所有の畑ということで、日照等、何ら影響はありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上で事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は4件となっております。

5ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、使用借人(北房)の2名は、現在住んでいる住宅が老朽化し、現住所での建て替えを検討しましたが、土砂災害警戒区域指定地であり、建築に不適地であるため、申請地、田1筆499㎡を、使用貸人(北房)から借り受け、居宅及び車庫を建築するため、転用申請するものです。自己資金は夫名義、住宅ローンの借入れは妻名義で行うため、使用借人は夫婦連名となっており、夫名義の土地を夫婦が使用貸借した形式を取っております。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、「住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当すると思われます。転用に伴う費用は、土地購入については●●●●円、土地造成●●●●●●円、建物施設等●●●●●●万円。資金の内訳として、自己資金●●●●●●円、借入金●●●●●●円。建蔽率は24%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、使用貸借契約書、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、21番推進委員さんから説明をお願いします。

21番推進委員 議長。

議長 はい、21番推進委員。

21番推進委員 21番推進委員です。

番号1につきまして、3月7日に申請人立会の下、現地調査を行いました。転用しようとする事由の詳細についてですけれども、それは事務局のほうから説明があったわけですが、使用貸人は申請地で現在耕作を行っておりますが、申請人の建物の老朽化が進み、新たに自己住宅を建築するということに決めました。しかし、現在住んでいるところは土砂災害特別警戒区域内のため、新築住宅の場所を現在の場所よりより安全なところを選んでこの申請農地に建てることを決めました。そういうことで今回転用申請を行うものです。続いて、申請地の位置ですけれども、申請地は現在の住居から南西に約350mほど離れた農道に面した場所であり、県道●●●●線にも近いところに位置しております。周辺の状況です。東側は田んぼです、西は農道、南、北についても農道ということで、農道と自分の田んぼ、それから1段高いところに田があるということです。周辺農地への影響ですけれども、周辺は申請人の田んぼと、西側にありますけれども1段高くなっている田んぼと、周辺が農道や排水路に囲まれたところに位置しております、周辺の農地に支障をきたすことはないと思われます。

以上のとおり本案件について転用はやむを得ないものであり、周辺への影響についても問題ないというふうに思います。その他指摘事項についてもございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人、使用借人(落合)の2名は、現在アパートに居住していますが、子供の成長に伴い手狭となり、老朽化している実家の住宅を建て替えて移り住むため、申請地、畑1筆79㎡と田1筆52㎡を、使用貸人(落合)から借り受け、居宅を建築するため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入は親子間での使用貸借契約のため●円、土地造成●●●●円、建物施設●●●●円。資金の内訳として、借入金●●●●円。建蔽率は32%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、使用貸借契約書、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説明をお願いします。

27番推進委員 議長、27番推進委員です。

議長 はい、27番推進委員。

27番推進委員 先ほど議案第15号のときに発表させていただきました転用しようとする事由は全く同じでございます。その上で現在の自宅の北側の畑の一部と今回の東側の水田の一部、これが現在自宅の●●●●に宅地として追加されるということです。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局主幹 6ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人(勝山)は、●●●●を営んでおり、申請地周辺に事業所がありますが、業務拡張により駐車場が手狭になったため、申請地、田1筆221㎡を、譲渡人(市外)から譲り受け、露天駐車場に整備するため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入●●●●円、土地造成●●●●円。資金の内訳として、自己資金●●●●円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いします。

31番推進委員 議長。

議長 はい、31番推進委員。

31番推進委員 31番でございます。

No.3につきましてご説明申し上げます。

現地確認は、3月2日の日に現地確認いたしました。立会人ですが、譲受人と、それから申請の代理人として行政書士の方には電話でお話を伺いました。転用しようとする事由の

詳細ですが、譲渡人は■■■■地区の出身であります。現在は横浜に在住しております。申請の土地は、3年前より耕作されていない状態で現在に至っております。譲渡人は3年前に譲受人に対して申請地の販売を行いますということを出しておりました。譲受人は、その申出を受けて売買契約が既に合意に達しておりました。譲受人は、■■■■の自社工場の隣に位置する申請地を自社の車両及び従業員の駐車場にするために購入したということでございます。売買契約が終わって現在まで期間があるんですが、譲渡人の父がこの■■■■に住んでおられて、急遽父が亡くなったということで相続の手続等諸所もろもろかかりまして現在までの時間がかかったということです。申請地の位置ですが、■■■■地区から勝山への主要幹線沿いにある■■■■寄りにある道路を左折して300mほどの位置にあります。譲受人の工場は申請地より10mほど、すぐ隣にあります。周囲の状況ですが、東は住宅、西は田、南が道路、北は倉庫ということです。周辺農地への影響ですが、露天駐車場でありますので周辺等に対しては影響はないかと思っております。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局の説明をお願いします。

事務局主幹 番号4でございます。

申請人、譲受人(市外)は、現在岡山市に居住しています。持病にアレルギーがあり、自然豊かな蒜山で暮らすことで心身ともに健康を取り戻したいため、申請地、田1筆490㎡を、譲渡人(川上)から譲り受け、居宅及び車庫を建築するため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。建蔽率は22%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いします。

18番委員 議長。

議長 はい、18番委員。

18番委員 18番委員です。

この件につきまして、3月5日に譲渡人と現地を確認しております。譲渡人は■■■■を営んでおり、客として来た譲受人が蒜山に移住するための土地の話をしたところ、譲渡人との間で話がまとまり、今回の申請に至ったものであります。現地の位置ですが、国道■■■■に入り、約1キロほどの場所でございます。周囲の状況ですが、東は畑、西は荒地、南が畑、北が道路という状況です。周辺への影響は、個人住宅でもありますし、ないものと思われまます。その他の指摘事項もありません。審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。
これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第16号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程5、議案第17号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案第17号について、7ページをお開きください。

議案第17号、農用地利用集積計画の決定について。
このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。
案といたしまして、令和5年3月10日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全275筆でございます。
以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。
以上でございます。

議 長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議 長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第17号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第18号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案第18号について、35ページをご覧ください。

議案第18号、農用地利用集積計画の決定について。

こちらの議案は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸による利用権設定を同時に行うものです。

案といたしまして、令和5年3月10日付で公告の予定でございます。内容については議案書に記載のとおりで、全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくをお願いします。

以上でございます。

議 長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程7、議案第19号、真庭市農業委員会の農地等の利用の最適化に関する指針についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第19号、真庭市農業委員会の農地等の利用の最適化に関する指針の審議について、本日ご審議いただく案件は1件でございます。

37ページをご覧ください。

最初に概要でございますが、本指針は農業委員会法第7条第1項に規定されており、地域の農地の利用の将来ビジョンを描くもので、農業委員会はこの指針を定めるよう努めなければならないとされてきました。令和5年4月1日施行の改正農業委員会法によりまして、この指針の作成が努力義務から特記事項に変わってまいります。本指針につきましては当委員会では既に平成30年3月9日に作成をしておりますが、このたびの法改正を踏まえて変更を行うものです。また、本指針の変更を令和5年3月末までに行うよう国から指示がございましたため、今回議案としてお諮りするものです。最適化活動の3本柱である遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用集積・集約化、新規参入者の促進につきましては変更ございません。

続きまして、指針の主な変更点でございますが、農業経営基盤強化促進法や農業委員会に関する法律の一部改正に伴う事項、例えばこれまで人・農地プランという名称がございましたが、4月1日以降、これが地域計画という名称に変更になります。そういった部分が指針中の表、現状が令和5年4月からということで、そういった部分も変更しております。なお、表の数値につきましては農林業センサスですとか、毎年度初めにお諮りしております最適化活動の目標の設定等の数値を用いております。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

23番推進委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

23番推進委員 企業参入の推進ということなんですけれども、今経済状況が非常に厳しい中と、農産物は非常に単価が上がらないというので、本当にこれが可能なのかなのかということと、それから企業は利益にならない、もうけにならないとよそへ行ってしまうわけですよね。そういうことに対しての対策についてはどのように考えられておるかということと、それから農業委員会のフォローアップ活動ということで後見人などの役割を担うというふうになっておりますけれども、こういったことができる情報提供でありますとか、役所自体のフォローやそんな部分がないと、なかなか情報がない中ではやりにくいところもありますし、それが果たして我々ができるかどうかという不安があるんですけども、その辺についてはどのように考えられているかお聞かせください。

議長 はい、どうぞ。

事務局次長 すみません、最初のご質問が企業参入のところでしたか。すみません、こちらの表の数値なんですけれども、これは農業振興課のほうで基本構想というのを掲げておりまして、その数値をこちらのほうで使っております。今日お伝えできるところがないんですけれども、宿題とさせていただければと思います。すみません、よろしくお願いします。

事務局長 フォローアップ。

事務局次長 ごめんなさい。それから、農業委員会のフォローアップ活動なんですけれども、確かに我々もこのことをまだ知っておりませんので、情報等がございましたらもちろん出していきまじ、一緒にやっていたらと思っております。具体的な内容はまだ取れてないんですけれども、こちらのほうも分かり次第お知らせしたいと思っております。よろしくお願いします。

議長 ほかにはございませんか。はい。

17番委員 管内の農地面積というのは去年と今年、農地をはずしていったでしょう。あれを引いた数値ですか。

事務局次長 すみません。最初にご説明申し上げましたセンサスの数値を使っております、まずはその数値を入れております。

議長 後ろの、はい、どうぞ。

31番推進委員 1点、担い手への農地利用集積・集約化についてということに関してお伺いいたします。

例えばA地区、B地区、C地区とありまして、その中で3名の方が耕作を受けておられるとしましたら、A地区にはそれぞれ3名の方がこことこことここと借りてます、B地区も3名の方がこことこことここと借りてます、C地区も3名の方がこことこことここと借りてますというような現状であると思っております。例えば、可能ならばA地区に3名の方の1人がある程度集約して集中的に作業の効率を高められるというような形になれば、それぞれ、極論からいうとA地区はこの人、B地区はこの人、C地区はこの人というような形がある程度集約できれば、作業効率も上がるしということで経費も抑えられるというようなことになろうかと思うんですが、今現在は受けた人がそれぞれあっちへ飛んで、あっちこっちあっちこっち飛んでいって作業をしているというようなのが現状でございます。その辺のある程度仕事の集約、農地の集約のアドバイスなりを農業委員のほうで手助けをするというようなことはお考えでしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局次長 まさに今おっしゃられた内容は人・農地プランでございまして、人・農地プランがこの4月1日から地域計画になります。地域計画の最終目標は、今おっしゃられた農地を集積・集約するというのがゴールになります。ですので、していただきたいことといたしますか、これもお願いしたいんですけれども、人・農地プランの実質化を進めていきたいと思っておりますので、ぜひともご協力のほどよろしくお願いします。以上です。

議長 ほかに。

31番推進委員 お役所のほうとしては、それで要するにご協力お願いしますというようなことですが、具体的にそういう形にするのであれば、お役所のほうが音頭を取って、ある程度会合なり研修なりするようなことをやらない限りは、投げっぱではどないにもならんというようなことになると思いますんで、方々その辺はお役所のほうと、それから従事されとる利用権設定で受けておられる方といろいろお話をしていって、本当にええ計画ができるようにお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。まさしくこの地域計画、まだ全域までやってないんですけども、検討してやっていただいとる地域、農業委員会のほうで農業振興課の担当のほうと、それとあと中間管理機構等で一緒に入らせていただいております。中には農協のほうにも協力いただいて一緒の話合いも今進めとるところですので、こういう形で全域のほうでやらせていただきたいと思いますので、委員さんはもう適宜協力いただいて一緒にやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ほかに。はい、どうぞ。

4番委員 すみません、このところは毎月何回か上がったとは言ってる部分があるんですけども、この新規参入に向けた具体的推進方法の部分なんですけれども、このところ、①、②、③、④とありますね。このほかにどこかに、地域に住んでいる若い人から担い手を育てていくという視点を入れてほしいんですね。地域に住んでいる、よそから参入してこられる、それからもちろん違う産業から来られる方もあるんですけども、ここに地域の若い人に担い手を育てていくという視点を入れてほしい。それで遡るんじゃなくて下りれば、地域に住んでいる子供たちにこそ農業というものを伝えていくって。長い話やと、時間がかかる話なんですけれども、そこを地道にやっていっておいて、そして地域から担い手が育っていく、その種をやっぱり今まいていくが必要じゃないかと思ってるんです。同じことを何遍も言うててごめんなさいね。ですから、将来の担い手を育てていく、あるいは伝えていく、そして生まれていくような素地を生んでいくというようなことをぜひ入れてほしいと思います。

事務局次長 ありがとうございました。ぜひそういったものを盛り込んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございます。ここはぜひ、先般の市長と話そうでもご意見をいただいて、市長のほうも非常にここは関心を持っているところでございますので、特にこの39ページの特に関係機関との連携についてというところにすぐに1文を入れるかということも協議して入れたいと思います。小学校、中学校、特に今真庭市も高校との連携をしようとしているところがありますので、ぜひ文言の部分は調整したいと思っておりますけれども、何かしらの形で入れさせていただけたらと、よろしく申し上げます。

議長 ほかにございませんか。よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 それでは、これより議案第19号を採決したいというふうに思います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号、真庭市農業委員会の農地等の利用の最適化に関する指針については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程8、議案第20号、農地法の一部改正による下限面積要件の廃止に伴う別段の面積等の廃止についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第20号、農地法の一部改正による下限面積要件の廃止に伴う別段の面積等の廃止について。

本日お配りした差し替え議案書の41ページをご覧ください。

このことについて、農地法の一部改正により、下限面積の撤廃に伴い真庭市農業委員会で定めた別段の面積を廃止します。設定されていた別段の面積は、議案書記載の表のとおりです。

本法改正の趣旨について簡単に説明します。

これまでは、農地を取得するためには議案書の表の下限面積以上の農地を経営する必要がありました。しかし、農業者の減少、高齢化が加速する中、認定農業者等の担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に参入する者を取り込むことが重要であり、これらのものの農地等の利用を促進する観点から下限面積要件が廃止されます。これにより家庭菜園程度の小さな農地を新規に取得することや、空き家などとまとめて売買しようとしている農地の取得も可能となります。

ただし、今までどおり農地法第3条第1項の各要件は残っております。農地の全てを効率的に利用すること、これは世帯員等の状況による労力、農業用機械の所有状況、農業技術などの状況や、現に所有している農地があればその農地が適切に管理できているかなどを総合的に勘案し、農地取得後も効率的に農業経営ができるかを判断します。続いて、必要な農作業に常時従事すること。これは、原則として年間150日以上農作業に従事していることが必要となります。ただし、必ずしも150日を超えていなくてもよい場合があります。例えば年間100日の農作業で十分耕作ができる場合、100日の従事で要件は満たしていることとなります。続いて、周辺の農地利用に支障がないこと、これは既に集落営農や経営体により農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得や、無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われて

いる地域で農薬使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になるような権利取得は許可できないこととなっております。

以上の要件は今までどおり残っておりますのでご注意ください。

なお、農地法の一部改正は令和5年4月1日からの施行となります。

以上、農地法の一部改正による下限面積要件の廃止に伴う別段の面積等の廃止について、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号、農地法の一部改正による下限面積要件の廃止に伴う別段の面積等の廃止については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程9、報告第4号、農地改良に係る届出について、日程10、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 こちらは本日お配りした差し替え議案書43ページをお開きください。

報告第4号、農地改良に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

1枚お進みください。

報告第5号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の3件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 報告第4号、報告第5号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

<「質疑なし」の声>

議長 質問、意見等がないようです。

こちらの案件は報告案件でございますので了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。
皆様方のほうから何かございませんか。

<「なし」の声>

議 長 それでは、3月総会を閉会したいというふうに思います。

次回4月総会は4月10日月曜日の午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

(午前11時10分 閉会)

